

海津市まちづくり委員会「第12回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成24年7月24日(火)

開催場所 海津市役所 海津庁舎 3階 委員会室

分科会委員定数 19名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時40分

出席者 ○分科会委員

公募市民	大橋宗明
〃	堀田義郎
〃	伊藤幹男
〃	古川義弘
会長	古川邦彦
〃	佐藤芳満
〃	野津繁雄
〃	今津美憲
副会長	田中由美子
NPO法人まごの手クラブ	下田博暉
ボランティア連絡協議会	宮脇信幸
海津市自治連合会代表	菱田登
総務課	菊本舞
岐阜経済大学准教授	中島哲之
○事務局 企画政策課 課長	徳永宗哲
〃 係長	近藤健二
〃 主任	土井敬子
〃 主任	

欠席者

公募委員	村上碩也
〃	土方隆博
NPO法人良縁の会ひまわり	櫻木徳子
女性人材リスト	石川春代
NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田	森秀和
NPO法人ゆうゆうアテンダント	藤田重紀

会議次第

1. あいさつ
2. 自由討議 (1. 行政運営の方針・行政評価について  
2. 情報公開のあり方・情報共有について)
3. 講評
4. 事務連絡

事務局	<p>みなさんこんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>これより、海津市まちづくり委員会「第12回自治基本条例策定分科会」を開催させていただきます。</p> <p>古川邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>さて、本日の予定でございますが、自由討議を行いたいと思います。終了予定時刻は、15:30です。</p> <p>それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、古川分科会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>次第2「自由討議」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回までの住民自治のしくみについては、いったん討議を打ち切りとさせていただきました。</p> <p>事務局にて過去3回行った討議の意見について精査し菊本先生と打合せを行いながら9月以降の分科会でスケジュール等調整しながら、改めて討議して頂きますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今回の内容は事前お送りいたしました次第にありますとおり、行政運営の方針・行政評価について、情報公開のあり方・情報共有について討議していただきます。</p> <p>それぞれ事務局から大きいテーマに小テーマを作り各条文に関係する内容を記載しました。</p> <p>自由討議の時は「条文にはこういう様な事を記載するのだな」とイメージして頂き、言葉の表現にこだわらずに追加すること等を討議してください。</p> <p>では自由討議は発表を含めて15時20分まで行いたいと思います。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、ご不明な点や質問がありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、自由討議をはじめさせていただきます。</p> <p>進行は菊本先生からお願いします。</p>
菊本委員	<p>先ほど事務局からお話しがありまして、今日はまちづくり協議会や住民自治組織についてのお話は少し置いておいて、多くの自治基本条例の中であげられている内容として2つの討議をお願いします。1つは行政の運営の方針、あるいはその評価ということについて。今日事務局の方で提案頂いている内容については、今まで分</p>

科会の中で討議いただいた内容を基に骨子案という形で箇条書きであげて頂いています。特にこの行政運営の方針や、行政の評価というところについては、市が行政運営をどのように行っていくか、行政の責務に直結してくる内容かなと思います。

これだけ見ているとなかなか議論がしにくいかと思いますが、市の責務あるいは市で働く職員の皆さんにはこういう職員であってほしいというような内容をどのように行政運営の方針や行政評価に盛り込めるかという観点で話し合いを頂ければと思います。

それから合わせまして、情報公開のあり方、情報共有についてという点については、この情報管理については、今日すでに資料をご用意いただいております、情報公開条例、個人情報保護条例という形で海津市ではすでに持っているというところです。この条例の上位条例に当たる自治基本条例のかで情報公開、情報共有についてどのように規定していくかになるかと思いますが。基本的には情報公開条例等々があるということを考えると、細かい点にまで触れるというよりは、情報というものの取扱いあるいは市政の運営に関わって、どのように情報の共有というのを市・議会・行政のところでなされていくのが、自治をすすめていくのでいいのか、というような観点でお話し合い頂けるといいと思います。

この情報公開情報共有についてもすでに皆さんの間でお話しいただきました、まちづくりに関する原則のあたり、市民の権利、それから議会や市の役割のところでの分科会なかですでに話し合った内容をまとめたものとなっております。こういった観点のところから合わせて考えて頂いて、情報公開、情報共有の点で改めて触れた方がよい点などの議論があればそれもお願いしたいというように思います。あるいは今回事務局が提案された内容で十分であればそのようなまとめでも結構でございます。

それではお願いいたします。

(討議)

菊本委員

それではそれぞれ発表をお願いします。

Aグループ

では発表させていただきます。

委員

まず今回の行政運営の方針骨子それから評価等についてまず一つは、文章的にはそんなに問題はないのだろうけども、ただいろいろ中身を拾っていくと、もう少し説明をする必要があるのではないかと。それについては皆さんといろいろお話しをしながら動かしていく。特に行政運営に関しましては、項目はもう少し増やしていくところです。行政評価骨子案ではありますが、こちらで問題になったのは外部監査ということで、どのように外部監査を行うのかということで、現在の監査の話が出たので、これは議員さんと市長が任命された方ということででしたが、これはあくまでも現在の市の状況であって

これから基本条例にこの評価と外部監査をどう入れていくか、また外部監査委員をどう拾い出すかということで、ちょっと話が路線より離れてしまって、最後にこの外部監査をこの自治基本条例に入れたらいいのかということをお話し合う必要があるなということで、その話し合いはできませんでした。

ただ評価ということに関しましては非常に大事なことでありますので、それぞれ今の市の基本計画とかに基くなり、この基本条例で骨組みなりを作りながら評価の形を作っていく。それからそれに対してやはり外部監査委員による評価の監査の実地というのは必要になってくるだろうということでもあります。

後はそれぞれ雑談で基本計画に関して、基本条例の制定後に見直す必要があるだろうと思います。

情報公開であります、一つ意見ありましたのは、市の方が非常に情報を持っているのではないかと、「市民及び市」の「市民」が前へ出てくるよりも本来は「市」が前へ出てくるのではないかと意見がありましたが、「市」の方がする情報公開に関しては前の項目の行政運営とかそちら方へ入っていくものであろうと、あくまでも自治基本条例に関しては、市民が主体になってきますので、「市民及び市」あるいは「市及び市民」というそのことばの中でつくられていくのではないかと。その意見で対立をしながら意見をやってきました。それがいいかわかりませんがあくまでも、情報公開は非常に難しいことです。隣にいる人の名前もわからない状況の中で話をしていくのか、それから利益になることは洩らしてもいいが、利益にならない犯罪になることは洩らしてはいけないのか、この個人情報のとらえ方、今日出ておりました情報公開の条例規則とか非常に細かく作ってありますが、まだまだ我々としてはどうとらえていいのか基本的には犯罪にならないようにどう動いているのか、世の中の動きも含めて情報公開のありたということは非常に難しいなど。結論の出る話ではなく、どうとらえていこうかなというところで話が止まりましたので、それ以上のことは今のところありません。まとめづらい非常に難しい事でしたがそれぞれまた皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。以上です。

菊本委員

ありがとうございました。

「市民」ということばを外した方が良いということですか。

A 委員

「市民」というのは外してもいいのではという意見がありました。市民というのはそんなに情報を集めるということではございませんので、市の方にほぼ大きな情報があるのではないかと。

菊本委員

それでは次のグループお願いします。

B グループ

行政組織についてですが、「市は、社会情勢の変化に対応できる組

プ  
B 委員

織にすること」という内容に対して、「変化に迅速に」という言葉を入れた方がいいのではないかと、災害等においては手遅れになってはしょうがない、「迅速に」という言葉をぜひ入れたいということです。

それから2つ目「市は、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な行政組織を整備すること」に「簡素で機能的」ということを入れたい。

3つ目「市は、組織の横断的な調整を図ること」これは今でも組織の横断的な調整というのは課レベルでの調整は部長さんがやっておられるし、課より下のことは課長さんがやっておられると思うのですが、今やっていることとどう違うのかいうところをもう少しこの文の中で明確にしていってほしいのではないかと。今やっていることを我々も把握できていませんが、やっているのであればいいと思います。

それから②の職員について「市は、多様化する市民のニーズに対応できる知識や能力を持った職員を育成すること」とありますが、ISO等では職能の要件ですとか、あるいは課長さん部長さんや職責に応じて必要になるスキルが当然バックに合って、そのためにそれに沿った年齢も含めて年次的なこと計画的な育成するための教育という制度は市にはあると思うのですが、その辺がどの程度あるのかよくわからないのですが、そこまで踏み込んだ条例にするかどうかははっきり結論付けてしたわけではないですが、意見として出ました。

それから「市は、職員に自己の能力を向上させることができる機会を与えること」とありますが、機会を与えることというよりも、与えるよう努めること、これこそ人材を育成するためのそういう努力の文章がふさわしいのではないかと。それからそれに加えて育成した職員を活用できる体制、年功序列的なことではなくてそういう外部研修などを受けた職員に対してそういうことを有効活用できる体制というのは今あるのでしょうか。そういうことがこの文案の中にあっただ方がいいのではないかとということです。

苦情についてで「市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、事実関係等を調査し、回答するよう努めること。」この「努めること」はやらなくても済んでしまうようにとれるのではないかとということから、「苦情」の次にある「要望、提言、意見等」がなければ「努める」という表現をしなくてもいいのではないかと。「苦情等があったときは、事実関係等を調査し、回答すること」としてもいいのではないかとという意見がありました。これはグループの中でもどちらが良いか、結論は出ませんでした。

行政評価骨子案の②ですが、「市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保すること」この文案というものは行政評価というよりも、行政運営の方針の最初に前書き的に入れておく方が適正ではないかという意見です。

次に「市は、外部監査人による特定の事業等に関する監査を実施すること」とありますが、「外部監査人による特定の事業」とは会

計監査とか事業監査とか今やっていることとどう違うのか。専門家を含めた外部の委員とはだれが選ぶのかということが、もう少し明確にするべきではないか。

情報公開のあり方ですが「市は、市民に市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めること」とありますが、ここに「実施過程」「評価過程」を含めた情報を明らかにするよう努めることとこのを追加してはどうか。そうするとタイトルも意思決定過程だけではなくて、実施・評価過程を含めた情報共有というタイトルの方がいいかなと思います。

情報の収集及び管理ですが、「市民及び市は」とありますが、「市民」はいらぬのではないか。

以上ですがなにか補足ありますか。

菊本委員

ありがとうございます。  
何かご意見ありますか

C 委員

行政運営の方針についての職員についてですが、「市は、職員に自己の能力を向上させることができる機会を与えること」とありますが、与えてもやらなければ意味がありません。そこで「職員は自発的に見聞を広め、自己の能力を向上させることに努める」というような一文があり、本人がこういう研修や研究会、視察、資格を取得をしたいというのであれば、このことについて支援する機会を与えるというように、まず市の職員は自発的に能力を向上させることに努めてほしいと思います。その気になっていない人に無駄金を使う必要はないのではないかとというようなことで、目的を持って研修や視察等に支援をして頂きたいというように思います。

D 委員

行政の運営評価でこの項目そのものには皆さんの意見でよろしいのですが、もう一つこれは確認ですが、前回配られた伊賀市の例で行きますと、この前に行政の責務がきて行政の運営方針云々が来ております、これは当たり前こととして行政の責務を飛ばされたのかもわかりませんが、それをやはり強調して置く必要があるだろうと思います。ここで言われていることは、行政、市長、職員は市民の負託に基づいて仕事をしているのだということが基本的にうたわれています。それをやっぱり今回私たちが作る案にもそこはきちんと押さえておくべきところだと思います。基本的な姿勢目線がしっかり押さえておくべきではないかと思いました。

もう一つ先ほど条例の方のこともそうです。今日頂いた保護条例をいいますと、やはり基本的情報を集中的に管理するものがどのような情報を管理しなければならないか、ということが基本的な精神だと思いますので、市民にまでそのことを課するのは基本的な条例の筋から違うのではないかとこのように思いますし、今回の基本条例の中に他の条例を見ても、行政なり議会がどうい

ことであってほしいのであって、市民がどうあれとか、こうせいとかというようなことは割と少ないのではないかと、市民がどういう権利を持つかということは基本的に謳われているのが多いのですが、これは全体の項目の中でも貫かれるべき視点ではいかと思います。

菊本委員

今日も長い時間に渡ってありがとうございました。

細かな修飾語に係るところは少しわかりやすくなるように、追加して頂けるといいかと思いますが、2つ重要なポイントがあると思いますが、1つは最後D委員がおっしゃった行政の責務との関連できちんと今日の内容を押さえておく必要があるのではないということろですね。

今日ご協議いただきましたのは、項目としては行政運営あるいは評価それから情報の公開といった内容になっていますが、実際これを条例としてまとめていくときには、すでに先の第8回分科会の時に皆さんに議論頂いた行政の責務や市民の権利や議会の責務役割といったような内容との関係で、これらが盛り込まれていく事になると思いますので、行政の責務というのがまず皆さんから出てきた項目の中で骨子としてまとめられていて、それを受けてこの行政運営や行政評価というような内容になってくと思います。

今日の内容は項目としてはそのままご議論して頂いていたので、全体像として条例になってきたときに、どのような順番で条例が並んでくるかといったようなことがなかなかイメージしにくかったと思いますので、次回の分科会時には今日の内容も踏まえて今まで議論して頂いた骨子として出てきた内容について、全体がわかるような形で事務局の資料として提示していただいて、今私たちはこの分科会で、どこまで話が到達して話し合いができているか、確認できるようにして頂きたいと思います。

それからもう一つポイントとして、この情報公開のところに関わっていますが、事務局の提案の中では、「市民及び市」という形で市民と市が並立しているような形での記述として骨子案では出てきています。特に情報の収集管理あるいは個人情報の保護といった点です。事務局提案の「市民及び市」という市民を入れた形の意図としては、前回まで議論して頂いていた住民自治組織のところとの関係で、今後住民自治組織がまちづくり協議会のようなかたちで、例えば実際に予算の権限やあるいはそれを執行していく機関として、今まで自治体が行ってきた部分についても踏み込んで、市民自身が自治運営をしていく部分がこれから出てくるであろうという想定をされて、そこで例えばまちづくり協議会の構成メンバーを基にその地域の方々の世帯情報や個人情報を取り扱っていくことが出てくるであろうという想定を基に今まで海津市が持っている個人情報保護条例を超える部分で、執行期間としての市だけではなくて、市民が執行機関の役割を果たしていくかもしれないという想定があったので、

おそらく「市民」という言葉をあえて今日出してきたのだと思います。今日の皆さんの議論としては「市民」というのは外した方が良くという意見が両グループから有りましたので、ひとまず今日のところは「市民」を外すことで、情報に関しては市主体で考えた方がいいのではないかとということでまとまってきましたが、今後改めて住民自治組織についての権限だとか役割について話していく段階で、改めてやはり「市民」というのを入れたらどうかと流れになるかもしれないので、今日の時点では「市」ということで修正をして次回の項目を並べる時には作っていただきたいと思います。そういうことで事務局の意図としてはご理解いただければよろしいかと思えます。

それから職員の職能の部分では結構両グループからご意見ができていました。どこまでこの自治基本条例の中で条文としてまとめていくかということについては、少しまだ最終的には議論が必要かと思えます。ただここに期待する部分というのがやはり今後の自治体の運営、行政運営を考えていく上で非常に大きいのだということは今日の分科会でも皆さんの中でも出てきたご意見なんだろうなということが明らかになってきたポイントです。

以上のようなまとめとなりました。皆さんありがとうございました。

会 長

それでは最後になりますが、次第4、今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務連絡)

・分科会開催日について

第13回 平成24年9月25日(火)

第14回 平成24年10月30日(火)

第15回 平成24年11月27日(火)

ありがとうございました。

本日の予定は、以上で終了しました。

これで「第12回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて頂きます。

本日は、ありがとうございました。

(15:30 終了)